

三島市屋外広告物条例による屋外広告物誘導整備地区
「三嶋大社周辺地区」の指定の告示

三島市屋外広告物条例（平成 23 年三島市条例第 17 号）第 7 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項、並びに三島市屋外広告物条例施行規則（平成 23 年三島市規則第 32 号）第 6 条第 1 号及び第 2 号の規定により屋外広告物誘導整備地区を次のとおり指定する。

平成 29 年 12 月 26 日

三島市長 豊岡 武士

1 名称

屋外広告物誘導整備地区「三嶋大社周辺地区」

2 基本方針

平成 28 年 10 月 3 日に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく「三島市歴史的風致維持向上計画」が、主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）から認定されました。これは静岡県内で初めての認定となります。

歴史的風致とは、歴史的に価値の高い建造物の周辺で、歴史と伝統を反映した人々の生活が営まれることにより、地域固有の風情を醸し出し、このような良好な環境のことを言います。

そこで、本認定を受けた三島市の代表的な歴史的建造物である三嶋大社の周辺について、かつての門前町・宿場町としての歴史的な趣きを感じられるまち並みの形成を図るため、三嶋大社周辺を「屋外広告物誘導整備地区」に指定します。

(1) 三嶋大社と調和した広告物等への誘導

形状や色彩の制限を加え、高明度、高彩度のものを避けることで、三嶋大社周辺地域にふさわしく、かつての門前町・宿場町としての歴史的な趣きを感じられる景観づくりを推進します。

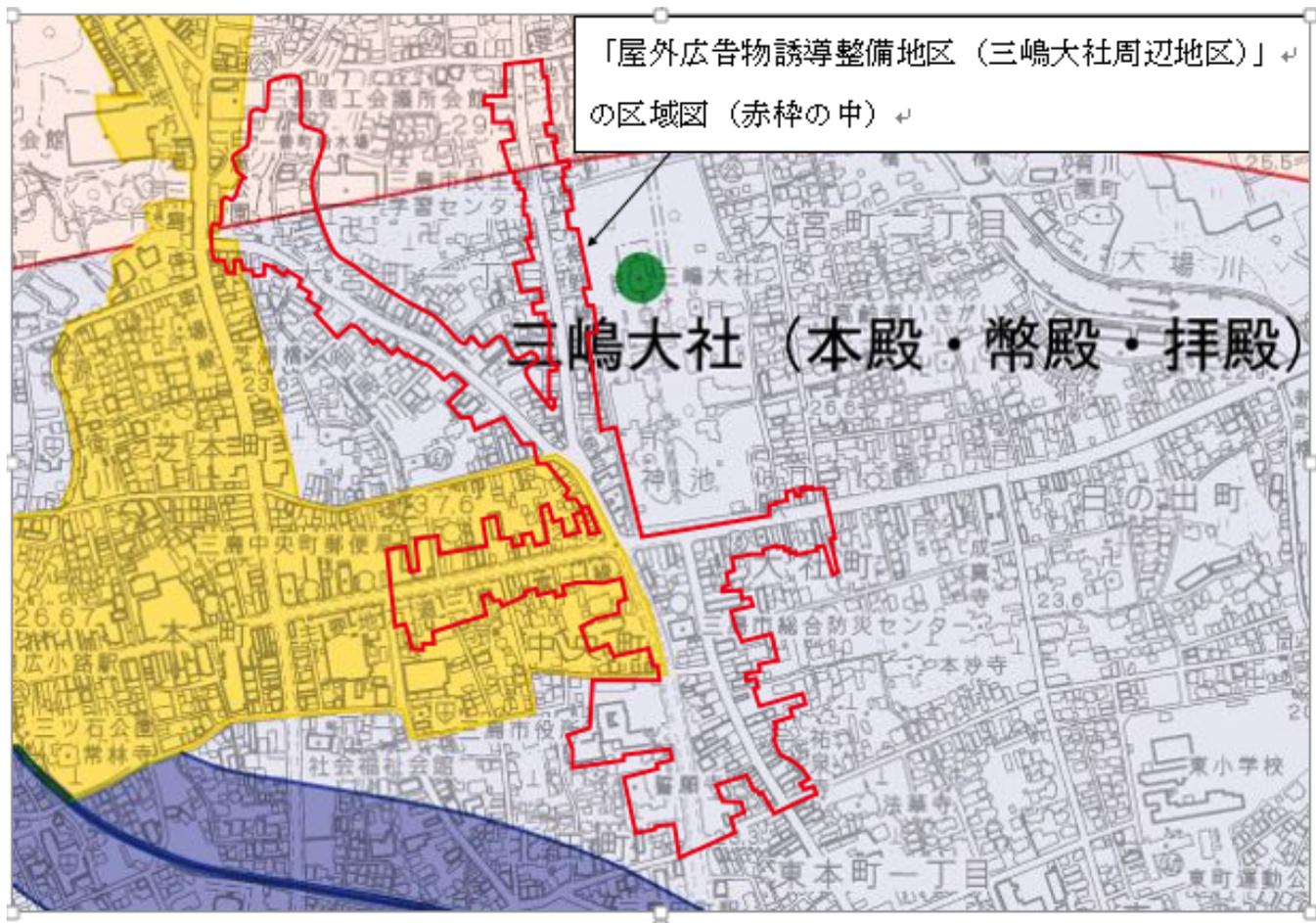
(2) 案内広告物、一般広告物の表示・掲出の適正化と地域特性を踏まえた規制

三嶋大社周辺においては、歩行者が多いため、案内図板等の設置許可基準を追加し、表示の適正化を図ることで、歩行者重視の案内広告物に誘導します。

また、一般広告物については、当地区に直接関係のない広告となるため、掲出を不可とします。

3 指定区域

下記に図示するものとします。



4 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基準（整備基準）

- (1) 一般広告物については、掲出不可とします。
- (2) 案内広告物については、屋上広告物、突出広告物、壁面利用広告物、塀利用広告物は掲出不可とします。
- (3) 案内広告物（野立広告板）の設置許可基準

項目	整備基準
設置高さ	地上 2.0m 以下。
表示面積	1.0 m ² 以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告を、それぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告を表示することができる。
板面の縦の長さ	0.8m以下。
板面の横の長さ	「縦<横」であること。
案内表示の面積	案内表示の面積は、板面の表示面積の 3 分の 1 以上とすること。
地図・矢印	事業所等に案内し、又は誘導するための地図又は矢印が表示された案内広告を表示したものであること。

案内図板等の設置場所から、当該案内図板等に表示されている全ての事業所等の敷地までの道のり	2.0km 以内のものであること。
写真、絵(イラスト、商標等)の表示	写真、絵(イラスト、商標等)は表示してはならない。
色彩	<p>(I) 地の色彩 ※路線ごとに基準を設定</p> <p>i) 幹線道路沿い(県道 21 号、県道 22 号沿い)</p> <ul style="list-style-type: none"> 色相は指定なし。明度 2 以上、彩度は 4 以下(色相 0R~5R、5Y~10Y)、5 以下(色相 5R~10R、0Y~5Y)、6 以下(色相 0YR~10YR)、3 以下(色相その他)。 <p>ii) その他(上記以外の地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> 色相は、10R から YR を経て 10Y の間、明度 7 以下、彩度 3 以下、又は無彩色。ただし、板面の概ね半分以上を明度 4 以下としないものとする。 <p>※「幹線道路沿い」と「その他地域」が重複した場合、「その他地域」の色彩の基準を適用</p> <p>(II) 脚の色</p> <ul style="list-style-type: none"> 色相は、10R から YR を経て 10Y の間、明度 7 以下、彩度 3 以下、又は無彩色。ただし、概ね半分以上を明度 4 以下としないものとする。
使用できる色数	<ul style="list-style-type: none"> 地の色 1色とする。ただし、案内部分の地の色を別にする場合、特例として2色まで使用できる。 文字、地図、矢印の色 3色以内とする。 脚の色 1色とする。
電飾設備	電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出した物(案内広告を直接照らすものを除く。)その他これらに類するものを使用しないものであること。
相互間距離	同一の氏名、名称、店名、商標、事業の内容、営業の内容を表示する広告物は相互間の距離が 10m 以上必要。